

山口県報

平成23年
12月2日
(金曜日)

目次

告示	八
保安林指定の解除(宇部市)(森林整備課)	一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	一
道路の位置の指定(建築指導課)	二
公告	二
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課)	二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	三
土地改良区役員の届出(農村整備課)	三
公共測量の実施の終了(監理課)	四
下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	四
豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	四
下関都市計画都市計画区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課)	五
下関都市計画臨港地区の変更の案の縦覧(都市計画課)	五
山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	五
防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	六
周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	六
周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課)	六
周南都市計画臨港地区の変更の案の縦覧(都市計画課)	七
大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	八
美祿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)	八

宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....八

山口県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
宇部市大字山中字向田六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第四百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第千三百一十一号)及び保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第千七百六十七号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものを除く。)による。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに光市経済部水産林業課、柳井市経済部農林水産課、美祢市建設経済部農林課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字植生字江尻二〇七五の一	六・〇	七二・三	四五八・〇五



(三五三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イエローハット山口店・ユニクロ山口店
所在地 山口市宮島町九九七の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イエローハット 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目四番一 堀江 康生
六号
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マエダ商事	株式会社マエダ商事
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前6時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分まで	午前5時45分から午後8時30分まで

四 届出年月日

平成二十三年十一月十八日

五 変更年月日

平成二十三年十一月十九日

(三五四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月二日から平成二十四年四月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 パルティ・フジ南岩国(B敷地)
所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄
岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町一丁目四番三号 森橋 律夫
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ファーストリテイリング	午前10時	午前6時
大規模小売店舗の開設時刻	午後8時	午後10時	
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午前八時四十五分から翌日の午前零時一五分まで	午前五時四十五分から翌日の午前零時一五分まで	
来客が駐車場を利用することができない時間帯			

四 届出年月日

平成二十三年十一月十八日

五 変更年月日

平成二十三年十一月十九日

(三五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年七月十五日山口県公告(二二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十二月二日から平成二十四年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 とよたショッピングセンター

所在地 下関市豊田町大字中村五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コスパ新下関二街区

所在地 下関市石原町一三〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川棚サンバル

所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年七月十五日山口県公告(二二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十二月二日から平成二十四年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三五七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
周東中曽根土地改良区	理事	山手 正	岩国市周東町下久原一八〇三の一	

(三五八) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

下松市

三 作業の期間

平成二十三年四月一日から同年十一月十日まで

(三五九) 下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

下関都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(三六〇) 豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、豊浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(仮称)の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(仮称)

二 都市計画を変更する土地の区域

豊浦都市計画区域の全域並びに下関市菊川町大字上岡枝、菊川町大字貴飯、菊川町大字久野、菊川町大字西中山、菊川町大字東中山、菊川町大字下岡枝、菊川町大字崎、菊川町大字上保木、菊川町大字吉賀、菊川町大字縦ノ木、菊川町大字日新、菊川町大字道市、菊川町大字下保木、菊川町大字轡井、菊川町大字田部、菊川町大字上大野、菊川町大字七見、菊川町大字上田部、菊川町大字下大野、大字内日下、大字植田、大字内日上及び大字蓋井島

三 変更の内容

区域区分の決定の有無、都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(三六一) 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市長府扇町、川中豊町一丁目、長州出島及び椋野上町

三 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(三六二) 下関都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画臨港地区を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市長府扇町

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画臨港地区新港臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市長州出島

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(三六三)

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、小郡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、阿知須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

山口都市計画区域の全域、小郡都市計画区域の全域、阿知須都市計画区域の全域及び秋穂都市計画区域の全域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

(三六四) 防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域
防府都市計画区域の全域

三 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

(三六五) 周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域
周南都市計画区域の全域

三 変更の内容
都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市計画課、光市建設部都市整備課及び周南市都市整備部都市政策課

(三六六) 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域
下松市大字西豊井地先公有水面埋立地及び大字東豊井地先公有水面埋立地、光市三井六丁目、三井八丁目、上島田四丁目、大字三井、三井一丁目、大字浅江、島田三丁目、大字光井、中央六丁目及び室積二丁目地先公有水面埋立地並びに周南市秋月三丁目、晴海町及び大字大島

三 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課、下松市建設部都市計画課、光市建設部都市整備課及び周南市都市整備部都市政策課

(三六七) 周南都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区大島臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
周南市大字大島
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市政策課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区栗屋臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
周南市大字栗屋
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市政策課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区晴海臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域

周南市築港町、那智町及び晴海町

変更の内容
区域の変更

都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間

都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市政策課

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区徳山港町臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
周南市徳山港町、入舟町及び築港町
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市政策課
-
- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画臨港地区御影臨港地区
 - 二 都市計画を変更する土地の区域
周南市御影町
 - 三 変更の内容
区域の変更
 - 四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十三年十二月二日から二週間
 - 五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市政策課

(三六八) 大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（仮称）の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（仮称）

二 都市計画を変更する土地の区域

大和都市計画区域の全域及び熊毛都市計画区域の全域並びに光市上島田七丁目、上島田八丁目、上島田九丁目、大字小周防及び大字立野

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、光市建設部都市整備課及び周南市都市整備部都市政策課

(三六九) 美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに秋芳都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

美祢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
都市計画を変更する土地の区域

三 変更の内容

都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針

都市計画の案の縦覧期間

平成二十三年十二月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び美祢市建設経済部建設課

(三七〇) 宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、宇部都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十三年十二月十六日（金曜日）午後八時

二 開催の場所

宇部市大字妻崎開作一九九〇

宇部市原ふれあいセンター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年十二月九日（金曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十三年十二月九日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるとする者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五
その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

宇部土木建築事務所

宇部市港町一丁目五番七号

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所

宇部市常盤町一丁目七番一号

宇部市土木建築部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

平成二十三年十二月二日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市